

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

|                |  |  |  |  |                             |   |     |     |      |     |      |      |             |
|----------------|--|--|--|--|-----------------------------|---|-----|-----|------|-----|------|------|-------------|
| 章              | 第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち                    |  |  |  | 節                           | 第1節 水辺環境の整備・活用  |     |     |      |     | 責任者  | 所属   | 環境保全課       |
| 基本施策           | 水辺環境の整備・活用                                 |  |  |  | 総合計画書記載ページ                  | P68-71  |     |     |      |     | 氏名   | 丹羽 至 |             |
| 施策がめざす<br>将来の姿 | ●市民との協働により、多様な生き物が生息しやすい水辺環境が守られています。      |  |  |  | 基本施策<br>の実施状況・成果<br>【総括的評価】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブなど市民団体と協働し、水辺まつりや水生生物調査を行い、水辺の生物多様性の保全や水辺環境教育に勤めた。</li> <li>第3次五条川自然再生整備等基本計画（第3次計画）の庁内推進組織である「岩倉市五条川自然再生整備等推進会議」を開催し、計画の推進を図った。</li> <li>第3次計画の施策「魚釣りのルールの検討」に基づき、市民や市民団体の代表者及び行政をメンバーとした「岩倉市五条川魚釣りルール検討会議」を立ち上げ、会議を開催した。</li> </ul> |     |     |      |     |      |      |             |
|                | ●環境学習等を通じて多くの市民が自然のすばらしさを理解し、自然を身近に感じています。 |  |  |  |                             |   |     |     |      |     |      |      |             |
| 目標値            | 基本成果指標                                     |  |  |  | 単位                          | 現状値   |     |     |      |     | 目標値  | 算出根拠 |             |
|                | 五条川などの水辺に親しみを感ずる市民の割合                      |  |  |  | %                           | 年度  | 基準値 | H24 | H25  | H26 | H27  |      | H28         |
|                |  |  |  |  | H26                         | 72.3  | -   | -   | 72.3 | -   | 72.7 | 80.0 | ・市民アンケートによる |

【B】単位施策・個別施策についての評価

| 単位施策の名称                   | 単位施策の成果指標   |                |            |            |            | 個別施策の実施状況と課題  |  |               | 今後の取組及び方向性  | 評価  |   |
|---------------------------|---|----------------|------------|------------|------------|---|--|---------------|---|---|---|
|                           | 指標名   | 基準年度及び基準値      | 実績値<br>H27 | 実績値<br>H28 | 目標値<br>H32 | 実施内容及び評価理由  |  | 積み残し課題（新たな課題） |   |   |   |
| 個別施策の名称                   | 個別施策の内容   |                |            |            |            |   |  |               |   |   |   |
| (1) 五条川の保全・整備             | 指標生物に基づく水質階級  | Ⅲ (H26)        | Ⅲ          | Ⅲ          | Ⅱ          |   |  |               |   | ○   |   |
| ① 五条川の保全・整備               | 五条川の自然環境を保全し、市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進するために、五条川自然再生整備等基本計画に基づく、自然環境と調和した護岸整備などの他自然川づくりを県に要望し、自然と共生した川づくりを市民とともに推進します。                   |                |            |            |            | <p>第3次五条川自然再生整備等基本計画（第3次計画）を推進する庁内組織である、岩倉市五条川自然再生整備等推進会議を平成28年7月に開催し、関係部署と情報の共有を図り、進捗状況を確認した。</p> <p>第3次計画に基づき、県とともに五条川右岸の大市場橋南の堤防道路の整備事業及び天保橋の護岸整備を進めた。また、岩倉の水辺を守る会の要望により、県が整備を行っていた五条川の低水路工事が完了し、生物の棲みやすい水辺を創出することができた。</p> <p>五条川下流部清掃を北名古屋市と合同実施するため、お互いの清掃日に市民団体とともに視察・体験し、状況を確認することができた。</p> <p>第3次計画の施策「魚釣りのルールの検討」に基づき、「岩倉市五条川魚釣りルール検討会議」を立ち上げ、第1回会議を開催した。</p> |  |               | <p>第3次計画の実現のため、より一層の市民・事業者との協働が必要である。また、県や近隣市町との広域的な連携・協力を図る必要がある。</p> <p>北名古屋市との事業の合同実施に向けて、細部の調整が必要である。</p>   | <p>引き続き、岩倉市五条川自然再生整備等推進会議で、関係部署と情報の共有を図るとともに、市民、事業者、県などとの連携・協力体制の仕組みづくりを検討する。</p> <p>第3次計画に基づき、進行している事業を推進し、他の施策も実施していく。</p> <p>引き続き、岩倉市五条川魚釣りルール検討会議を開催し、魚釣りルールの制定を目指していく。</p> | ○ |
| (2) 巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用 | 矢戸川大市場橋地点のBOD値  | 3.0 mg/ℓ (H26) | 2.1 mg/ℓ   | 2.1 mg/ℓ   | 2.0 mg/ℓ   |   |  |               |   | ◎   |   |
| ① 巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用   | 巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用を図るために、関係機関との調整を行いながら、水辺環境整備などを促進します。また、アダプトプログラムなどを通じて市民や市民団体などと協働により環境の美化に努めます。                            |                |            |            |            | <p>岩倉団地自治会が中心となり、市民や市民団体と協働して、矢戸川の清掃を行い、水辺環境の保全に取り組んでいる。</p>  |  |               | <p>河川管理者である愛知県や小牧市などの関係機関との調整を図りながら、水辺環境整備を推進していく必要がある。</p> <p>五条川を中心に活動する市民や市民団体に、矢戸川等への活動範囲の拡大を促すとともに、アダプトプログラム等の新規参加を募るなど、市民との協働による環境美化活動を推進する必要がある。</p> | <p>県や関係市と調整を図りながら、水辺環境整備を推進していく。</p> <p>アダプトプログラム等の新規参加を募るなど、市民との協働による環境美化活動を推進していく。</p>  | ◎ |
| (3) 水辺環境のネットワーク化          |   |                |            |            |            |   |  |               |   | ○   |   |
| ① 水と緑のネットワーク化             | 豊かな自然環境を守り育てるために、五条川や矢戸川、巾下川を中心とする水資源と、桜並木や街路樹などの市街地に点在する緑資源のネットワーク化を図ります。また、自然生態園や学校ビオトープ、農地なども含めて、五条川を中心としたビオトープネットワークの形成に努めます。 |                |            |            |            | <p>岩倉の水辺を守る会や岩倉五条川桜並木保存会などの市民団体と協働し、五条川を保全・整備する活動を行っている。</p> <p>自然生態園を適正に管理し、環境や生物の多様性の維持に努めている。</p>  |  |               | <p>ビオトープネットワークの形成について、検討する必要がある。</p>  | <p>引き続き、ビオトープネットワークの形成について、必要な施策を検討していく。</p>  | ○ |

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

| 単位施策の名称                 | 単位施策の成果指標  |           |            |            |            | 個別施策の実施状況と課題  |               | 今後の取組及び方向性   | 評価  |   |
|-------------------------|--|-----------|------------|------------|------------|---|---------------|--|---|---|
|                         | 指標名  | 基準年度及び基準値 | 実績値<br>H27 | 実績値<br>H28 | 目標値<br>H32 | 実施内容及び評価理由  | 積み残し課題（新たな課題） |  |   |   |
| 個別施策の名称                 | 個別施策の内容  |           |            |            |            |   |               |  |   |   |
| ② 水辺の生物多様性の保全           | 生態系に配慮して水辺の生物の多様性を保全するために、自然再生や生物の保護育成をはじめ、水質の浄化や冬季における五条川の流量拡大、低水路の確保、多自然型河川整備などの取組を関係機関に要望します。                           |           |            |            |            | <p>岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブと連携して、水辺の生物の多様性の保全に努めている。</p> <p>岩倉の水辺を守る会の要望により、県が整備を行っていた五条川の低水路工事が完了し、生物の棲みやすい水辺を創出することができた。</p> <p>平成27年度に引き続き、岩倉の水辺を守る会と協働で、外来生物調査としてカメの生息調査を実施し、捕獲したカメの93.8%が外来生物であるアカミミガメであることが確認でき、捕獲したアカミミガメは駆除した。</p> <p>県とともに天保橋の護岸整備を進めた。</p>                             |               | 五条川の流量拡大、自然と共生した水辺環境整備の取組について、関係機関に要望していく必要がある。      | 引き続き、五条川の流量拡大、自然と共生した水辺環境整備の取組について、関係機関に要望していく。     | ○ |
| (4) 市民活動への支援と広域的な連携     | 水辺まつり参加者数  | 550人(H26) | 600人       | 700人       | 800人       |   |               |  | ○   |   |
| ① 環境ボランティア・市民活動団体の育成・支援 | 市民主体の環境保全活動を推進するため、環境ボランティアの育成や市民活動団体との連携・支援を行います。   |           |            |            |            | <p>市民主体の環境保全活動を推進するため、五条川親水事業等により岩倉の水辺を守る会との連携や支援に努めている。</p> <p>市民・市民団体がアダプトプログラムとして五条川の清掃を行った。</p> <p>岩倉ナチュラルリストクラブと協働で五条川水生生物調査を行った。</p>  |               | 岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブとの連携・支援の充実やその他の団体等の育成が課題である。  | 岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブとの連携や支援を充実させ、その他の団体等の育成に努める。 | ○ |
| ② 水辺環境教育の充実             | 市民団体などとの連携により、小学校における水生生物調査や学校ビオトープなどを水辺環境の大切さについて学ぶ場とするとともに、水辺まつりや親子自然探検隊、クリーンアップ五条川などの市民団体による環境イベント等を通じて市民に対する意識啓発を図ります。 |           |            |            |            | <p>五条川小学校や曾野小学校における水生生物調査のほか、市民団体との協働によるイベント（水辺まつり、環境フェア等）においても水辺環境の大切さを学ぶ場を設け、意識啓発に努めている。</p>  |               | 環境イベント等への参加者を増やすことが必要である。                            | 小学校における水生生物調査や市民団体による環境イベント等を通じて市民に対する意識啓発に努める。     | ○ |
| ③ 広域連携の強化               | 広域的な観点から水辺環境の整備・活用を一体的に進めるために、県や近隣・流域関係市町等との連携や他市町の自然保護団体などとの情報交換などを積極的に推進します。   |           |            |            |            | <p>五条川流域市町の河川に関するイベント情報などを収集し、流域市町に発信している。</p> <p>毎年、尾張西部環境保全連絡協議会において、合同で広域的な水質調査を実施しており、岩倉市内でも五条川を始めとして9ヶ所で調査を実施している。</p> <p>五条川下流部清掃を北名古屋市と合同実施するため、お互いの清掃日に市民団体とともに視察・体験し、状況を確認することができた。</p> <p>生態系ネットワークの形成を推進するとともに、将来にわたって生物多様性の確保に寄与することを目的とした尾張西部生態系ネットワーク協議会が設立され、構成自治体として参加している。</p> |               | 県や近隣・流域関係市町等との連携や他市町の自然保護団体などとの情報交換などを、より一層進める必要がある。 | 県や近隣・流域関係市町等との連携や他市町の自然保護団体などとの情報交換などを行っている。        | ○ |

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

|                |   |  |  |                             |   |      |     |      |     |     |      |       |                    |
|----------------|---|--|--|-----------------------------|---|------|-----|------|-----|-----|------|-------|--------------------|
| 章              | 第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち   |  |  | 節                           | 第2節 公園・緑地   |      |     |      |     | 責任者 | 所属   | 維持管理課 |                    |
| 基本施策           | 公園・緑地   |  |  | 総合計画書記載ページ                  | P72-75  |      |     |      |     | 氏名  | 高橋 太 |       |                    |
| 施策がめざす<br>将来の姿 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●暮らしの身近な場所に、市民のだれもが気軽に憩える公園や緑地があります。</li> <li>●地域住民が自ら担い手となって、地域の公園が守り育てられています。</li> </ul> |  |  | 基本施策<br>の実施状況・成果<br>〔総括的評価〕 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度に都市計画決定した「石仏公園」について、平成28年4月8日に愛知県より都市計画事業としての事業認可を受け、用地買収に着手した。</li> <li>・保護樹等については、剪定費に対する補助金の創設や倒木等による第三者被害に対応するため市が新たに賠償責任保険に加入するなど維持管理に対する支援制度を拡充し、支援に努めた。</li> </ul> |      |     |      |     |     |      |       |                    |
| 目標値            | 基本成果指標  |  |  | 単位                          | 基準値   |      | 現状値 |      |     | 目標値 | 算出根拠 |       |                    |
|                | 身近な公園・緑地の多さに満足している市民の割合   |  |  | %                           | 年度  | 基準値  | H24 | H25  | H26 | H27 | H28  | H32   | ・市民意向調査、市民アンケートによる |
|                |   |  |  |                             | H25   | 77.1 | -   | 77.1 | -   | -   | 67.7 | 82.0  |                    |

【B】単位施策・個別施策についての評価

| 単位施策の名称           | 単位施策の成果指標  |            |            |            |            | 個別施策の実施状況と課題  |  |  | 今後の取組及び方向性  | 評価 |
|-------------------|--|------------|------------|------------|------------|---|--|--|---|----|
|                   | 指標名  | 基準年度及び基準値  | 実績値<br>H27 | 実績値<br>H28 | 目標値<br>H32 | 実施内容及び評価理由  |  | 積み残し課題（新たな課題）  |   |    |
| 個別施策の名称           | 個別施策の内容  |            |            |            |            |   |  |  |   |    |
| (1) 公園・緑地整備       | 公園等の整備・管理に満足している市民の割合  | 74.3%(H26) | -          | 72.7%      | 78.0%      |   |  |  |   | ○  |
|                   | 多目的トイレが整備された公園数  | 16園(H26)   | 16園        | 16園        | 16園        |   |  |  |   |    |
| ① 公園・緑地の整備        | 公園・緑地の持つ多様な機能を生かした生活環境を形成していくために、平成23年度に見直した緑の基本計画を基に、公園・緑地の確保と適正配置に努めます。  |            |            |            |            | 平成27年度に都市計画決定した「石仏公園」について、平成28年4月8日に愛知県より都市計画事業としての事業認可を受け、用地買収に着手した。                 |  | 「石仏公園」の早期整備を目指しているが、引き続き、公園・緑地の確保と適正配置に努める。  | 引き続き、公園・緑地の確保と適正配置に努める。                                 | ○  |
| ② 既存公園の魅力化・長寿命化   | 地域性や自然環境などを生かして既存公園の魅力アップを図るため、施設等の更新の際には、地域住民のニーズを反映させるなど特色のある公園づくりを進めます。また、遊具等の施設については、計画的な点検・補修を通じて安全性の確保と長寿命化を図ります。                  |            |            |            |            | 遊具の点検を計画的に行い、不良箇所は適宜補修を実施し、遊具の安全の確保に努めた。  |  | 社会資本整備交付金対象事業として長寿命化計画に沿って遊具等の更新を実施してきたが、平成28年度以降、交付対象要件が厳しくなり採択の見込みがなくなったため、岩倉市公園長寿命化計画を見直す必要がある。 | 引き続き、遊具の点検を計画的に行うとともに補修を実施することに重点を置き、遊具の更新は必要最低限とする。    | ○  |
| ③ 水と緑のネットワーク化     | 「水辺環境の整備・活用」の再掲 (P70)  |            |            |            |            |   |  |  |   |    |
| (2) 公園・緑地の維持・管理   | アダプトプログラムなどの清掃が実施されている公園数  | 7園(H26)    | 7園         | 7園         | 12園        |   |  |  |   | ○  |
|                   | アダプトプログラムなどの清掃を実施している団体数   | 10団体(H26)  | 11団体       | 11団体       | 13団体       |   |  |  |   |    |
| ① 市民参加による公園の維持・管理 | 身近な公園に対する地域住民の愛着を育むために、地元区に植栽や公園施設の維持・管理業務を委託するなど、地域単位での主体的な公園の維持・管理を推進します。また、アダプトプログラムなどを活用して、市民やボランティア団体などの参加と協力により清掃等が行われる公園の拡充に努めます。 |            |            |            |            | アダプトプログラムとして清掃等が実施されている公園数及びアダプトプログラム参加団体数は平成27年度と変わらないが、現状維持することに努めた。                |  | あくまでもボランティアによる清掃等のため、公園ごとの頻度に差がある。また、公園を利用する機会の多い子育て世代の参加が少ないことが課題である。                             | 引き続き、地域の方に愛着を持っていただくよう、地元区へ委託したり、アダプトプログラム等による清掃を呼びかける。 | ○  |
| ② 公園・緑地への美化意識の向上  | 広報紙やホームページ、学校教育や生涯学習活動等を通じて公園・緑地の美化の啓発に努めます。   |            |            |            |            | アダプトプログラムによる公園美化について、広報紙・ホームページを活用し啓発を行っている。  |  | 啓発方法の工夫が必要である。   | 引き続き、啓発に努めるとともに、効果的な啓発方法について検討する。                       | ○  |
| (3) 緑の保全・育成       | 公共施設緑化率（緑の基本計画に基づく）  | 15.3%(H26) | 14.5%      | 14.5%      | 16.0%      |   |  |  |   | △  |
|                   | 保護樹  | 88本(H26)   | 88本        | 88本        | 100本       |   |  |  |   |    |
|                   | 保護樹林   | 9か所(H26)   | 9か所        | 9か所        | 10か所       |   |  |  |   |    |
| ① 既存の緑の保全         | 地域で親しまれ大切にされている大木や古木などの緑を守るため、保護樹・保護樹林の指定制度を活用して社寺境内等の樹木や樹林、あるいは、屋敷林など民有地の緑を保全します。   |            |            |            |            | 保護樹等について、平成28年度から剪定費に対する補助金の交付を始め、実績として7件補助金を交付した。また倒木等による第三者被害に対応するため市が新たに賠償保険に加入した。 |  | 剪定費に対する補助金は予想以上に申し込みが多く全てに対応することができない状況であった。   | 引き続き、有効な支援となるように制度の検証を行っていく。                            | ○  |

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

| 単位施策の名称     | 単位施策の成果指標  |           |            |            | 個別施策の実施状況と課題   |            | 今後の取組及び方向性   | 評価   |               |
|-------------|--|-----------|------------|------------|--|------------|--|--|---------------|
|             | 指標名  | 基準年度及び基準値 | 実績値<br>H27 | 実績値<br>H28 | 目標値<br>H32   | 実施内容及び評価理由 |  |  | 積み残し課題（新たな課題） |
| 個別施策の名称     | 個別施策の内容  |           |            |            |  |            |  |  |               |
| ② 公共施設の緑化推進 | 新たな緑を育成していくため、公共施設のオープンスペースにおける植栽や道路の街路樹などの緑化を推進します。                                 |           |            |            | <p>新設及び改築する公共施設では市の指導要綱以上の緑地面積を確保することとしており、都市計画道路の整備にあたっては緑の基本計画に基づき街路樹の植栽を計画している。</p> <p>新たに建設した給食センターについては、指導要綱以上の緑地面積を確保している。</p> |            | 緑化を新設する以上に既存緑地における枯木部分への補植が増加しており、公共緑化率が伸び悩んでいる。                                   | 未整備となっている幹線道路の街路樹について、緑の基本計画の改訂に併せ、見直しを検討していく。 | △             |
| ③ 住宅地の緑化促進  | うるおいとゆとりのある生活と地球温暖化防止などのため、緑を積極的に取り入れた住宅の建設に関する啓発に努めます。また、花のある街づくり事業により、住宅の緑化を促進します。 |           |            |            | 市の宅地開発等指導要綱に基づき、一定規模以上の住宅開発に対して緑地を整備するよう開発業者に指導している。   |            | 指導要綱に該当しない住宅建設に対しては、指導対象とならない。また、指導要綱により設置した緑地も追跡調査を行っていないため、緑地として継続しているか確認できていない。 | 一過性の対応とならないよう所有者等に対する啓発に努める。                   | △             |

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

|            |   |                         |   |      |      |       |      |     |      |      |             |
|------------|---|-------------------------|---|------|------|-------|------|-----|------|------|-------------|
| 章          | 第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち   | 節                       | 第3節 環境保全  | 責任者  | 所属   | 環境保全課 |      |     |      |      |             |
| 基本施策       | 1 総合的な環境政策の推進   | 総合計画書記載ページ              | P76-79  | 氏名   | 丹羽 至 |       |      |     |      |      |             |
| 施策がめざす将来の姿 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者・行政それぞれが、地球環境に配慮した活動に取り組んでいます。</li> <li>●身近な自然環境において多様な動植物の生息環境が守られ、自然とふれあえる場所が増えています。</li> </ul> | 基本施策の実施状況・成果<br>【総括的評価】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画に基づき、新たにリーディング事業の一つである、ごみの減量に取り組んでいる家庭を、エコファミリーとして広報紙で紹介し、特に雑がみの資源化の啓発を行った。</li> <li>・第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画に取り組み、温室効果ガス目標削減率5.0%を、大きく上回る16.8%の削減を達成した。(平成27年度実績)</li> <li>・自然生態園や五条川での生物調査やイベントを行い、環境保全や環境学習に努めた。自然生態園では、ザリガニ釣り大会や観察会を行った。</li> </ul> |      |      |       |      |     |      |      |             |
| 目標値        | 基本成果指標  | 単位                      | 基準値   |      | 現状値  |       |      |     |      | 目標値  | 算出根拠        |
|            |   |                         | 年度  | 基準値  | H24  | H25   | H26  | H27 | H28  | H32  |             |
|            | 二酸化炭素(CO2)削減やリサイクルなどの環境対策に満足している市民の割合   | %                       | H25   | 78.9 | -    | 78.9  | -    | -   | 85.1 | 85.0 |             |
|            | 身近に生き物や自然が多いと感じている市民の割合   | %                       | H26   | 47.5 | -    | -     | 47.5 | -   | 46.3 | 60.0 | ・市民アンケートによる |

【B】単位施策・個別施策についての評価

| 単位施策の名称         | 単位施策の成果指標  |           |         |         |         | 個別施策の実施状況と課題  |               | 今後の取組及び方向性                                 | 評価  |   |
|-----------------|--|-----------|---------|---------|---------|---|---------------|--|---|---|
|                 | 指標名  | 基準年度及び基準値 | 実績値 H27 | 実績値 H28 | 目標値 H32 | 実施内容及び評価理由  | 積み残し課題(新たな課題) |  |   |   |
| 個別施策の名称         | 個別施策の内容  |           |         |         |         |   |               |  |   |   |
| (1) 総合的な環境施策の推進 | 環境基本計画策定   | 策定(H26)   | 策定      | 策定      | -       |   |               |  | ○   |   |
|                 | 地球温暖化対策地域推進計画策定  | -         | 未策定     | 未策定     | 策定      |   |               |  |   |   |
| ① 環境対策指針等の策定    | 地域における地球環境保全の施策を具体化する行動計画として地球温暖化対策地域推進計画を策定します。また、一般廃棄物処理計画などの既存計画の見直しを進めて、環境施策の継続的な推進を図ります。                                |           |         |         |         | 県が実施した地球温暖化対策地域推進計画の策定に関する研修会に参加し、策定の方法等について学んだ。  |               | 地球温暖化対策地域推進計画の策定に向けた調査・研究が必要である。           | 引き続き、地球温暖化対策地域推進計画の策定に向けた調査・研究を行っていく。   | ○ |
| ② 環境施策の推進体制の強化  | 地域における環境保全活動・地球温暖化防止活動の普及・啓発を進めながら、環境施策の着実な推進を図るために、環境分野に関する専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、関係部署による計画推進組織の充実や関係機関との連携を強化します。           |           |         |         |         | 雑がみの分別でごみの減量に取り組んでいる家庭を、エコファミリーとして広報紙で紹介し、啓発を行った。   |               | 県からの権限移譲が増えたため、業務の専門性が高まっている。              | 環境分野に関する専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、専門職員の配置も含めた検討が必要である。                                  | ○ |
| ③ 環境基本計画等の推進    | 様々な環境施策を総合的かつ計画的に推進するために、環境基本計画や第2次地球温暖化対策実行計画などの各種計画を推進します。また、計画を推進する中で、環境学習・環境教育を通じて市民一人ひとりの自覚と主体的行動を促し、環境モラル及びマナーの向上を図ります |           |         |         |         | 環境基本計画を推進するため、施策を実施する担当課に平成27年度実績と28年度計画を提出してもらい、取りまとめた一覧を環境審議会に諮り、指摘事項などを担当課にフィードバックさせ、計画の進捗を図った。<br>地球温暖化対策推進委員会を中心として、一事業所として空調の適温化等の各種節電対策、LED照明など新エネルギー設備や省エネ機器の導入の推進などの地球温暖化防止対策に取り組み、第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス目標削減率5.0%を、大きく上回る16.8%の削減を達成した。(平成27年度実績)<br>第2次地球温暖化対策実行計画を推進するため、職員提案を採用し、温室効果ガス抑制に向けた取り組みである「エコチェック23」の徹底を毎月呼びかけている。 |               | 市民一人ひとりの自覚と主体的行動を促し、環境モラル及びマナーの向上を図る必要がある。 | 引き続き、環境基本計画等を推進し、市民の環境モラル及びマナーの向上を図る。<br>引き続き、第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画に取り組み、環境施策の着実な推進を図る。 | ○ |
| (2) 地球温暖化防止の推進  | 住宅用太陽光発電システム設置費補助件数〔住宅の再掲(P146)〕   | 73件(H269) | 51件     | 65件     | 60件     |   |               |  | ○   |   |
|                 | 公共施設における緑のカーテン設置箇所数  | 16か所(H26) | 18か所    | 18か所    | 26か所    |   |               |  |   |   |
| ① 環境保全率先行動の推進   | 第2次地球温暖化対策実行計画に基づき、環境配慮型製品の購入などの市の率先行動を一層推進します。また、これまでの実践行動で得た市の成果や知識・技術を市民や事業者にわかりやすく伝え、地域における自主的な行動を促します。                  |           |         |         |         | 第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画に基づき、さわやかエコスタイルキャンペーンなど、環境に配慮した取り組みを行った。   |               | 実践行動で得た市の成果や知識・技術を市民や事業者にわかりやすく伝える必要がある。   | 実践行動で得た市の成果や知識・技術を市民や事業者にわかりやすく伝  | ○ |

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

| 単位施策の名称             | 単位施策の成果指標  |           |            |            |            | 個別施策の実施状況と課題   |  | 今後の取組及び方向性   | 評価 |
|---------------------|--|-----------|------------|------------|------------|--|--|--|----|
|                     | 指標名  | 基準年度及び基準値 | 実績値<br>H27 | 実績値<br>H28 | 目標値<br>H32 | 実施内容及び評価理由   | 積み残し課題（新たな課題）  |  |    |
| 個別施策の名称             | 個別施策の内容  |           |            |            |            |  |  |  |    |
|                     |  |           |            |            |            | 市民に「日常生活における電気の使用」及び「CO2削減による地球温暖化防止」について考えるきっかけとしてもらうため、CO2削減ライトダウンキャンペーンを実施した。<br>市が公共施設の太陽光発電屋根貸し事業に取り組み、再生可能エネルギーの利用促進のPRを図った。   |  | えていく。  |    |
| ② 屋上緑化・壁面緑化の推進      | 地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に効果のある屋上緑化・壁面緑化を公共施設に率先して導入します。また、市民や事業者に対しても、住宅地やオフィスビル、工場などにおける屋上緑化・壁面緑化の普及を促進します。   |           |            |            |            | 緑のカーテン事業として、公共施設18か所で緑のカーテンを設置した。市民や事業者への緑のカーテン設置の普及のため、緑のカーテンコンテストを実施し、ゴーヤ苗の配布や優秀作品の表彰などを行った。   | 市民・事業者に対する屋上緑化・壁面緑化の普及が課題である。<br>公共施設において緑のカーテン設置箇所数を、増やしていく必要がある。 | 公共施設での緑のカーテン設置箇所数を増やしていく。<br>市民・事業者に対する屋上緑化・壁面緑化の普及を促していく。   | ○  |
| ③ 環境にやさしいライフスタイルの促進 | 家庭や地域において環境に配慮したライフスタイルの普及・啓発を図るために、エコマーク商品の購入や省エネ型家電への転換などエコライフに関する様々な知識や情報、技術を紹介するとともに、太陽光発電システムやエコカーなどの環境配慮型の技術・製品の利用促進を図るための情報提供や助成事業などを推進します。 |           |            |            |            | 広報紙で環境マークについて紹介するなど、エコマーク商品の啓発に努めた。<br>住宅用太陽光発電システム設置補助制度によって支援しており、補助内容は上限5kW、1kWにつき16,000円としている。<br>環境フェアで「あいちエコチャレンジ21」県民運動の一環として、地球温暖化防止をテーマとするブースを出展した。<br>市民に節電の取り組みを促すため、平成27年度から「節電でリサイクル運動」を実施している。 | 住宅用太陽光発電システム以外の環境配慮型の技術・製品の利用促進を図る必要がある。                           | 住宅用太陽光発電システムに加え、家庭用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電池システムの設置費補助事業を行う。<br>引き続き、環境マークについて紹介するなど、エコマーク商品の啓発を行う。 | ○  |
| (3) 生物多様性の保全        | 自然生態園で生息するトンボの種類   | 15種(H26)  | 13種        | 14種        | 26種        |  |  |  | ○  |
|                     | 環境フェア参加者数  | 743人(H26) | 662人       | 875人       | 1,100人     |  |  |  |    |
| ① 身近な生物多様性の保全       | 生物多様性の保全を図るとともに、子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、自然生態園における生物調査や環境保全などの取組を推進します。また、生物多様性と外来生物の問題に対する知識を深めるため、市民や市民団体との協働による市内全域の生き物生息調査等を実施します。          |           |            |            |            | 子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、岩倉ナチュラリストクラブと連携を図りながら、自然生態園における生物調査やトンボ池の底干しなどに取り組んだ。<br>平成28年11月に岩倉の水辺を守る会と協働で、外来生物調査としてカメの生息調査を実施し、捕獲したカメの93.8%が外来生物であるアカミミガメであることが確認でき、捕獲したアカミミガメは駆除した。                       | 市民や市民団体との協働による市内全域の生き物生息調査を自然生態園や五条川以外で行う必要がある。                    | 平成29年度に市民や市民団体との協働による市内全域の生き物生息調査を自然生態園や五条川を含めた市内数か所で行う。   | ○  |
| ② 環境学習の推進           | 市民一人ひとりが環境保全の担い手となることができるように、環境関連の市民団体等と連携を図りながら、自然生態園や五条川等を拠点として環境学習などのプログラムや情報提供を充実します。  |           |            |            |            | 岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラリストクラブと連携を図りながら、五条川での水辺まつりや自然生態園でのザリガニ釣り大会などのイベントを開催し、環境学習に取り組んだ。  | 特になし。  | 環境学習などのプログラムや情報提供を引き続き実施していく。  | ◎  |
| ③ 市民や事業者との協働関係の強化   | 地域ぐるみによる自然環境の保全を推進するために、自然や環境に関わる市民の自主的な活動の促進・支援を図ります。また、市民・事業者・行政が相互に役割を果たしながら協働により環境保全に取り組んでいけるよう、市民団体等による協議組織の設立に努めます。                          |           |            |            |            | 環境フェアを市民・事業者・行政の協働による実行委員会形式で運営し、環境問題に取り組んだ。<br>自然生態園を活動拠点としている、岩倉ナチュラリストクラブの活動を支援した。  | 市民団体等による協議組織の設立の必要性を含めた検討の必要がある。                                   | 市民団体等による協議組織の設立の必要性を含めた検討を行っていく。   | ○  |

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

|                |  |  |  |                             |   |      |     |     |      |     |      |       |                  |
|----------------|--|--|--|-----------------------------|---|------|-----|-----|------|-----|------|-------|------------------|
| 章              | 第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち                  |  |  | 節                           | 第3節 環境保全  |      |     |     |      | 責任者 | 所属   | 環境保全課 |                  |
| 基本施策           | 2 廃棄物・リサイクル                              |  |  | 総合計画書記載ページ                  | P80-82  |      |     |     |      | 氏名  | 丹羽 至 |       |                  |
| 施策がめざす<br>将来の姿 | ●市民や事業者、行政が協働して3Rの取組を推進し、循環型社会が構築されています。 |  |  | 基本施策<br>の実施状況・成果<br>【総括的評価】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜資源回収の月4回実施、平成27年4月からのe-ライフプラザの開設による資源排出機会を増加したことにより、民間の資源自主回収等のために低下傾向にあった資源化率は平成27年度にいったん上昇に転じ、平成28年度も市民への利用の周知を行い資源化率の向上を図ったが前年度をわずかに下回った。</li> <li>・より一層の資源化に向けて、ごみ減量に取り組んでいる家庭をエコファミリーとして広報紙の特集記事で紹介し、特に雑がみの資源化について広く市民に周知した。</li> <li>・事業者対策として、小牧岩倉衛生組合でのごみ内容物調査の結果を受けて、分別状況が比較的良くなかったコンビニエンスストアへの分別の徹底と食品リサイクルへの協力を促した。</li> <li>・集積場所対策については、警告シールや回覧板、看板等による周知のほか、カラス対策マニュアルの環境委員への配布や地区の要望に基づき移動式不法投棄防犯カメラの設置を行った。</li> </ul> |      |     |     |      |     |      |       |                  |
| 目標値            | 基本成果指標                                   |  |  |                             | 単位  | 現状値  |     |     |      |     | 目標値  | 算出根拠  |                  |
|                |  |  |  | 年度                          | 基準値   | H24  | H25 | H26 | H27  | H28 | H32  |       |                  |
|                | 市民1人当たりのごみ排出量                            |  |  | g/日                         | H26   | 476  | 486 | 483 | 476  | 472 | 460  | 430   | ・年間ごみ収集量÷人口÷365日 |
|                | ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる市民の割合                 |  |  | %                           | H26   | 65.5 | -   | -   | 65.5 | -   | 68.4 | 78.0  | ・市民アンケートによる      |

【B】単位施策・個別施策についての評価

| 単位施策の名称             | 単位施策の成果指標  |             |            |            |            | 個別施策の実施状況と課題   |               | 今後の取組及び方向性  | 評価  |   |
|---------------------|--|-------------|------------|------------|------------|--|---------------|---|---|---|
|                     | 指標名  | 基準年度及び基準値   | 実績値<br>H27 | 実績値<br>H28 | 目標値<br>H32 | 実施内容及び評価理由   | 積み残し課題（新たな課題） |   |   |   |
| 個別施策の名称             | 個別施策の内容  |             |            |            |            |  |               |   |   |   |
| (1) ごみの減量化・資源化      | ごみの資源化率（公共分のみ）   | 23.0% (H26) | 23.3%      | 23.2%      | 24.0%      |  |               |   | ○   |   |
|                     | レジ袋辞退率   | 89.8% (H26) | 88.1%      | 88.1%      | 91.0%      |  |               |   |   |   |
| ① 3Rの推進と情報発信        | <p>広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じてごみに関する情報発信や意識啓発を充実するとともに、分別収集の徹底やレアメタル含有製品、BDF生成用廃食用油の回収などの分別品目の拡大、環境配慮型の製品や再生品の使用推進などによって3Rを推進し、ごみの減量化・資源化を一層推進します。</p> |             |            |            |            | <p>広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じてごみに関する情報発信や意識啓発を行っている。</p> <p>平成27年度からe-ライフプラザでの廃食用油の回収を始めるとともに、認定事業者と協定を結び家庭系パソコンを回収できるようになり、市民の資源排出機会が増えた結果、資源化率は平成27年度以降減少傾向が緩やかになっている。</p> <p>より一層の資源化に向けて、ごみ減量に取り組んでいる家庭をエコファミリーとして広報紙の特集記事で紹介し、特に雑がみの資源化について広く市民に周知した。</p> |               | <p>資源の民間による自主回収、回収拠点の設置等によりごみの資源化率は依然として高いとはいえない。行政回収や団体回収を利用してもらうために、市民への利用の呼びかけや利用しやすさの調査研究が必要となる。引き続き、燃やすごみに混入されやすい雑がみの資源化への取組みも課題である。</p> | <p>雑がみのより一層の資源化に取り組む。また民間で回収されている資源化量の把握も行い、実質ベースでの市民の資源排出量の把握に努める。</p>                                     | ○ |
| ② 事業所におけるごみの減量化・資源化 | <p>事業系ごみの減量及び資源化のPRを行うとともに、減量計画書の作成、レジ袋の有料化の推進、適正包装の普及、ごみの自主回収などについて訪問指導を行い、事業所から発生するごみの減量化・資源化に努めます。</p>  |             |            |            |            | <p>大規模事業所には毎年減量計画書の提出を求めるとともに廃棄物管理責任者を選任してもらい、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に努めた。</p> <p>レジ袋の有料化については、新たな事業所に対し、参加を働きかけたことにより、参加店舗が1店舗増えた。レジ袋辞退率については、高い値で推移している。</p> <p>小牧岩倉衛生組合でのごみ内容物調査の結果を踏まえて、平成28年度に市内コンビニエンスストアに対しごみ分別の徹底と食品リサイクルへの協力を促した。</p>                    |               | <p>事業系ごみの適正処理（市の集積場所に出さずに許可業者に依頼する）の促進が課題である。レジ袋辞退率は高い値で推移しているが、さらなる活動の拡大が課題となっている。</p>   | <p>引き続き、小牧岩倉衛生組合で行われるごみ内容物調査の結果を踏まえ、事業者への指導に努める。</p> <p>レジ袋の有料化については、参加店舗に対する継続の呼びかけと新規の参加店舗の開拓に今後も努める。</p> | ○ |

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

| 単位施策の名称           | 単位施策の成果指標  |           |            |            |            | 個別施策の実施状況と課題   |               | 今後の取組及び方向性  | 評価  |   |
|-------------------|--|-----------|------------|------------|------------|--|---------------|---|---|---|
|                   | 指標名  | 基準年度及び基準値 | 実績値<br>H27 | 実績値<br>H28 | 目標値<br>H32 | 実施内容及び評価理由   | 積み残し課題（新たな課題） |   |   |   |
| 個別施策の名称           | 個別施策の内容  |           |            |            |            |  |               |   |   |   |
| ③ リサイクル拠点の充実      | 市民の資源排出機会を増やすために日曜資源回収やe-ライフプラザの利用促進を図るとともに、更なる利便性の向上のために開設日時の拡大について研究・検討を行います。また、3R活動の普及・啓発を図るために、市民が集まるイベントなどにおいてリサイクル品の提供の呼びかけや展示・販売を実施します。 |           |            |            |            | 市民の利便性を図るため日曜資源回収を月4回実施している。平成27年度から平日の資源回収の拠点として「e-ライフプラザ」を開設し、利用人数は増加傾向にある。環境フェアにおいて、食器等のリサイクル品の展示・販売を実施した。  |               | e-ライフプラザについては、日曜資源回収に比べるとまだ市民の認知度が高いとはいえない状況である。  | e-ライフプラザの利用を更に促すため、市民へのPRを積極的に行うとともに、利用しやすさについても創意工夫し、資源化率の向上を図る。             | ◎ |
| ④ 生ごみ等堆肥化の推進      | 生ごみの減量・資源化を推進するために、生ごみ処理機の普及を促進するとともに、市民団体等の活動を支援しながらボカシの普及と使用促進に努めます。また、樹木の剪定枝や落ち葉の資源化・堆肥化の調査・研究を進めます。  |           |            |            |            | 市民団体と協働で、ボカシを用いた生ごみ堆肥化の事業である「フラワーリサイクル事業」を、47人（平成28年度末）のモニターの協力により実施している。生ごみ処理機の購入補助制度により、生ごみの減量化を支援しており、平成28年度に4台の補助を実施した。                                    |               | フラワーリサイクル事業について、現在のビニールハウスでは堆肥化できる生ごみの量に限度がある。  | フラワーリサイクル事業の今後の展開と市民団体の自立と支援の方法等を検討していく。剪定枝や落ち葉の資源化・堆肥化については、引き続き、調査・研究を継続する。 | ○ |
| ⑤ 市民団体との連携・支援     | 地域ぐるみでごみの減量と資源化を進めるために、3R活動などの環境関連の活動に取り組む市民団体との連携を図るとともに、こうした市民主体の活動が充実するように、組織づくりや自主的な活動を支援します。  |           |            |            |            | ごみの減量・資源化を図るため、3R活動に取り組む市民団体と連携し、環境フェア（22団体参加）やクリーンチェックいわくら（176団体参加）を実施するなど、市民主体の自主的活動を支援した。   |               | 特になし。   | 引き続き、市民団体活動の支援に努める。   | ◎ |
| (2) 廃棄物の適正処理      | 不法投棄件数   | 10件(H26)  | 10件        | 8件         | 20件        |  |               |   | ◎   |   |
| ① 廃棄物不法投棄対策       | 廃棄物の不法投棄を防止するために、警察や県等の関係機関や地域と連携を図りながら、警告看板や移動式不法投棄防犯カメラの活用、パトロール等による周知・啓発を行うとともに、早期の発見及び回収を実施します。  |           |            |            |            | 不法投棄重点対策地域や地区からの要望のあった場所に4台の移動式不法投棄防犯カメラを設置することにより、不法投棄が減少した。警察や地域と連携を図りながら、警告看板やパトロール等による周知・啓発に努めた。   |               | 施策の実施により不法投棄抑制の効果が現れているが、地区からはごみの集積場所への移動式不法投棄防犯カメラの設置要望が増えている。                             | 今後も移動式不法投棄防犯カメラをはじめとした対策を実施することにより、不法投棄抑制を維持継続させていく。                          | ◎ |
| ② ごみ処理施設の整備       | 小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設の適切な管理運営及び計画的な施設の更新・整備を行うとともに、施設周辺の環境保全対策を充実します。   |           |            |            |            | 小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設については施設更新工事を行い、平成28年度より第2期工事として旧施設の解体工事やストックヤード等関連施設の整備工事等を実施している。   |               | 引き続き、計画的な整備に努めていく必要がある。   | 平成30年度まで、第2期工事として旧施設の解体工事やストックヤード等関連施設の整備工事等を実施する。                            | ◎ |
| ③ し尿処理施設の整備       | 愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理運営及び施設の計画的な更新・整備を行うとともに、施設周辺の環境保全対策を充実します。また、し尿処理施設からの処理水の適正処理について検討を行います。   |           |            |            |            | 愛北広域事務組合し尿処理施設の管理運営及び施設の計画的な更新・整備を行っている。五条川右岸浄化センターへ処理水の放流を行っている。  |               | 特になし。   | 引き続き、一部事務組合において、適正に管理運営していく。  | ◎ |
| ④ 集積場所におけるルール違反対策 | ごみ集積場所のルールとマナーの遵守を普及・啓発していくとともに、混合排出、日時を無視した排出など特にマナーの悪い集積場所については、移動式不法投棄防犯カメラの活用等によりルールを徹底させていくことを検討します。                                      |           |            |            |            | マナー違反ごみへの警告シール貼りの徹底や回覧板による周知を行うとともに、地区からの求めに応じて看板の設置、早朝の見回り、周辺住民へのチラシのポスティング等を実施した。カラス対策として環境委員会において市で作成した対策マニュアルの配布を行った。地区からの要望をもとに移動式不法投棄防犯カメラの集積場所への設置を行った。 |               | 集積場所のマナー違反は一朝一夕に改善するものではないので、継続して指導を続ける必要がある。当施策を継続させていくための移動式不法投棄防犯カメラのメンテナンスや台数の確保が課題となる。 | 今後も地区との連携を図りながら、ルールとマナーの遵守を周知していくとともに、対策の効果の検証に努める。                           | ○ |



第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

|                |   |                             |  |      |      |       |     |     |      |      |                    |
|----------------|---|-----------------------------|--|------|------|-------|-----|-----|------|------|--------------------|
| 章              | 第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち   | 節                           | 第3節 環境保全   | 責任者  | 所属   | 環境保全課 |     |     |      |      |                    |
| 基本施策           | 3 生活環境の向上   | 総合計画書記載ページ                  | P83-85   | 氏名   | 丹羽 至 |       |     |     |      |      |                    |
| 施策がめざす<br>将来の姿 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公害のない環境が保全され、快適で安全なまちになっています。</li> <li>●市民一人ひとりが環境美化活動に取り組み、清潔で美しいまちになっています。</li> </ul> | 基本施策<br>の実施状況・成果<br>〔総括的評価〕 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情に対し現地確認を行い、速やかに対応した。公害の防止のため、広報紙やホームページなどで啓発を実施した。騒音・振動測定、水質調査、航空機騒音の測定を行った。</li> <li>・アダプトプログラムやクリーンチェックの実施により、市民参加による環境美化を行った。</li> <li>・愛北広域事務組合の構成市として、斎場の適正な管理運営に努めた。</li> <li>・岩倉駅東西広場における通行人に対する歩行喫煙者割合の測定を行い、意識啓発を行うための基礎資料とした。</li> </ul> |      |      |       |     |     |      |      |                    |
| 目標値            | 基本成果指標  | 単位                          | 基準値  |      | 現状値  |       |     |     | 目標値  | 算出根拠 |                    |
|                |   |                             | 年度   | 基準値  | H24  | H25   | H26 | H27 | H28  |      | H32                |
|                | 公害（騒音・振動・水質汚濁等）の防止対策に満足している市民の割合  | %                           | H25  | 74.9 | -    | 74.9  | -   | -   | 80.2 |      | 80.0               |
|                | 空き地等の雑草の手入れの状態に満足している市民の割合  | %                           | H25  | 70.3 | -    | 70.3  | -   | -   | 69.6 | 85.0 | ・市民意向調査、市民アンケートによる |

【B】単位施策・個別施策についての評価

| 単位施策の名称       | 単位施策の成果指標  |              |            |            |            | 個別施策の実施状況と課題  |               | 今後の取組及び方向性   | 評価   |   |
|---------------|--|--------------|------------|------------|------------|---|---------------|--|--|---|
|               | 指標名  | 基準年度及び基準値    | 実績値<br>H27 | 実績値<br>H28 | 目標値<br>H32 | 実施内容及び評価理由  | 積み残し課題（新たな課題） |  |  |   |
| 個別施策の名称       | 個別施策の内容  |              |            |            |            |   |               |  |  |   |
| (1) 公害対策の充実   | 公害苦情処理件数   | 101 件(H26)   | 84 件       | 73 件       | 60 件       |   |               |  | ○  |   |
|               | 五条川待合橋地点のBOD値  | 2.0mg/l(H26) | 1.4mg/l    | 2.4 mg/l   | 2.0mg/l    |   |               |  |  |   |
| ① 生活型公害の防止    | 日常生活に起因する騒音や振動、悪臭、雑草などの公害については、実態の把握や個別指導を通じて速やかな解決を図ります。また、環境にやさしい生活・活動を促すための啓発・学習の取組を充実し、環境意識の高揚及び生活モラルの向上を図り、生活型公害の未然防止に努めます。 |              |            |            |            | 苦情に対し現地確認を行い、速やかに対応した結果、ほぼ短期間で解決できた。公害の防止について、広報紙やホームページなどで啓発を実施した。   |               | 新たな啓発や学習の取組を行うことが課題である。  | 引き続き、苦情には迅速に対応する。新たな啓発や学習の取組に努める。                                      | ○ |
| ② 産業型公害の防止    | 工場から発生する騒音・振動等の事業活動に起因する公害を防止するため、迅速に実態調査を行うとともに、事業者自ら環境負荷の低減に努めるように公害防止施設・設備の整備や改善等の指導・要請を行います。                                 |              |            |            |            | 苦情に対し現地確認を行い、調査の結果、指導・要請を行った。公害の防止について、広報紙やホームページなどで啓発を実施した。  |               | 騒音や振動など県や市の条例に基づく指導には、営業停止などの強制力はないため、解決に時間がかかることが課題である。           | 引き続き、苦情には迅速に対応し、速やかに解決しない案件には、粘り強く指導・要請を行っていく。                         | ○ |
| ③ 総合的な公害対策    | 大気汚染や水質汚濁、航空機騒音、振動等の測定調査により環境汚染や公害の実態監視を強化します。また、県と連携を図りながら法令等に基づき迅速に指導を行うなど発生源への防止対策を強化し、地域の生活環境の保全を総合的に推進します。                  |              |            |            |            | 環境汚染や公害の実態監視は、主要県道2か所における道路交通の騒音及び振動の測定調査の実施、五条川、矢戸川や主要水路など9か所の水質調査の実施、航空機騒音については、岩倉東小学校において定期的に測定を実施した。                      |               | 騒音や振動など県や市の条例に基づく指導には、営業停止などの強制力はないため、解決に時間がかかることが課題である。           | 引き続き、主要県道の騒音、振動測定、五条川等9か所の水質調査、航空機騒音の測定を実施する。必要に応じ、悪臭測定等を行う。           | ○ |
| (2) 生活環境の保全   | アダプトプログラム里親登録数   | 2,300 人(H26) | 2,304 人    | 2,279 人    | 2,800 人    |   |               |  | ○  |   |
|               | クリーンチェックいわくら参加者数   | 7,812 人(H26) | 7,753 人    | 7,367 人    | 8,400 人    |   |               |  |  |   |
| ① 市民参加による環境美化 | より多くの市民が環境美化に取り組み、市民自らが清潔で美しいまちづくりの担い手となるよう、地域や事業所などにアダプトプログラムやクリーンチェックいわくらなどへ参加を呼びかけるとともに、ポイ捨て・ふん害対策など美化活動への意識啓発を行います。          |              |            |            |            | アダプトプログラムやクリーンチェックいわくらの実施により、市民参加による環境美化に努めた。岩倉の水辺を守る会と協働して、犬の飼い主へ意識啓発を行った。岩倉駅東西広場における通行人に対する歩行喫煙者割合の測定を行い、意識啓発を行うための基礎資料とした。 |               | アダプトプログラムの里親登録者とクリーンチェックいわくら参加者の増加が課題である。                          | アダプトプログラムの里親登録者とクリーンチェックいわくら参加者の増加を図っていく。測定の結果を踏まえ、マナーアップキャンペーンを行っていく。 | ○ |
| ② 空き地の適正管理    | 空き地については、環境衛生だけでなく防火や防犯、景観等の面からも適正な管理が求められることから、実態把握及び所有者等に対する指導を徹底します。  |              |            |            |            | 岩倉市清潔で美しいまちづくり条例に基づき、苦情のあった空き地の現地確認をし、所有者等に対する指導を実施した。  |               | 空地（雑草含む）の苦情の件数が増えており、所有者に土地の適正管理を協力してもらうことが課題である。岩倉市清潔で美しいまちづくり条例で | 引き続き、苦情には迅速に対応し、土地の適正管理を所有者に促す。  | ○ |

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

| 単位施策の名称   | 単位施策の成果指標   |           |            |            |            | 個別施策の実施状況と課題                    |   | 今後の取組及び方向性 | 評価                                     |   |
|-----------|---|-----------|------------|------------|------------|---------------------------------|---|------------|--|---|
|           | 指標名   | 基準年度及び基準値 | 実績値<br>H27 | 実績値<br>H28 | 目標値<br>H32 | 実施内容及び評価理由                      | 積み残し課題（新たな課題）                           |            |  |   |
| 個別施策の名称   | 個別施策の内容   |           |            |            |            |                                 |   |            |  |   |
|           |   |           |            |            |            |                                 | は、雑草の繁茂の指導に限られるため、すべてのケースに対応することが困難である。 |            |  |   |
| (3) 斎場の整備 |   |           |            |            |            |                                 |   |            |  | ◎ |
| ① 斎場の整備   | 愛北広域事務組合の構成市として、斎場の計画的な整備・維持管理に努めるとともに、効率的・効果的な事業運営に努めます。 |           |            |            |            | 愛北広域事務組合の構成市として、斎場の適正な管理運営に努めた。 |   | 特になし。      | 引き続き、愛北広域事務組合の構成市として、斎場の適正な管理運営に努めていく。 | ◎ |

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

|            |  |  |  |                         |           |      |     |      |   |     |       |       |                    |
|------------|--|--|--|-------------------------|-----------|------|-----|------|---|-----|-------|-------|--------------------|
| 章          | 第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち  |  |  | 節                       | 第4節 防災・防犯 |      |     |      |   | 責任者 | 所属    | 危機管理課 |                    |
| 基本施策       | 1 防災・浸水対策  |  |  | 総合計画書記載ページ              | P86-89    |      |     |      |   | 氏名  | 隅田 昌輝 |       |                    |
| 施策がめざす将来の姿 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政の防災・危機管理能力が高まり、災害に対する不安が少ないまちになっています。</li> <li>●自主防災組織を中心に、地域における自助・共助による防災力が高まっています。</li> <li>●浸水被害が軽減され、安全に暮らせるまちになっています。</li> </ul> |  |  | 基本施策の実施状況・成果<br>【総括的評価】 |           |      |     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画（BCP）が有効に機能するように、平成28年5月に大規模地震発生時の職員初動マニュアルを改正し、平成29年2月にはBCPと改正した職員初動マニュアルに基づくBCP対応訓練を実施し、発災から4時間までの災害対応の動きのシミュレーションを行った。</li> <li>・自主防災会が主体となって実施する「地域合同防災訓練」については、4小学校区（五条川、岩倉北、岩倉南、曾野）では実施できていたが、唯一実施できていなかった岩倉東小学校については雨天中止となったものの、3自主防災会が参加して訓練計画を作成することができた。訓練内容について、曾野小学校、五条川小学校では避難所運営をシミュレーションするHUG訓練を取り入れ、より実践的な訓練を実施することができた。</li> <li>・住宅の不燃化の取組として、木造住宅への感震ブレーカーの設置についての補助制度を創設したが、初年度は30を超える住宅に設置してもらうことができた。</li> <li>・福祉避難所として施設を使用する協定を締結した「医療法人ようてい会」に配備する簡易トイレ、ダンボールベット等の資機材、備蓄食料を購入した。</li> </ul> |     |       |       |                    |
| 目標値        | 基本成果指標   |  |  | 単位                      | 基準値       |      | 現状値 |      |   |     |       | 目標値   | 算出根拠               |
|            | 地震や浸水などの防災対策に満足している市民の割合   |  |  | %                       | 年度        | 基準値  | H24 | H25  | H26   | H27 | H28   | H32   | ・市民意向調査、市民アンケートによる |
|            |  |  |  |                         | H25       | 72.4 | -   | 72.4 | -   | -   | 75.2  | 80.0  |                    |

【B】単位施策・個別施策についての評価

| 単位施策の名称       | 単位施策の成果指標   |             |         |         |         | 個別施策の実施状況と課題   |   | 今後の取組及び方向性   | 評価 |
|---------------|---|-------------|---------|---------|---------|--|---|--|----|
|               | 指標名   | 基準年度及び基準値   | 実績値 H27 | 実績値 H28 | 目標値 H32 | 実施内容及び評価理由   | 積み残し課題（新たな課題）   |  |    |
| 個別施策の名称       | 個別施策の内容   |             |         |         |         |  |   |  |    |
| (1) 防災体制の充実   | ほっと情報メール登録者数<br>(防災情報)  | 2,012人(H26) | 2,585人  | 2,801人  | 3,200人  |  |   |  | ○  |
| ① 防災危機管理体制の充実 | 防災体制を総合的かつ実践的なものに強化するために、関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等を含めた総合防災訓練の充実を図ります。また、自主防災会が実施する地域合同防災訓練への職員の参加や、業務継続計画（BCP）を実効性のあるものにしていくことで、危機管理体制の充実に努めます。 |             |         |         |         | 平成28年度の総合防災訓練については、岩倉北小学校で実施をし、599人の参加があった。熊本地震で問題となったエコノミークラス症候群の対策など新たな訓練項目を取り入れて行った。<br>地域合同防災訓練は3小学校区（五条川、岩倉南、曾野）で訓練を実施し、職員も訓練に参加した。<br>また、平成28年5月には大規模地震時の職員初動マニュアルを改定し、業務継続計画（BCP）が有効に機能するよう初動体制を改め、平成29年2月には業務継続計画（BCP）、初動マニュアルに基づくBCP対応訓練を初めて実施した。 | BCP対応訓練の実施により、各所属での平常時から災害に備える意識の違いが見受けられた。各所属の意識の向上が必要である。   | BCP対応訓練については、今後繰り返し実施していくことにより、災害時優先業務を行う上での問題点、改善点を見つけていき、業務継続計画（BCP）が有効に機能するようにしていく。 | ○  |
| ② 防災情報通信体制の充実 | 災害情報や被害報告の迅速かつ的確な収集・伝達のために、防災行政無線等の通信機器の充実を図ります。また、いち早く市民に災害情報などを配信するため、同報系行政無線、ほっと情報メール等を活用し、情報伝達に努めます。  |             |         |         |         | 災害時に有効な通信機器の導入について検討を行い、災害時につながりやすい携帯電話のデータ域を使用し、災害の現場の写真を送信することもできるIP無線機の購入について平成29年度当初予算に計上した。<br>ほっと情報メールは、防災の講話や広報紙により重要な防災情報を伝達する手段として登録を呼びかけた。登録者数は平成27年度と比較して216人増加した。  | 現在、配備しているアナログ式の移動系防災行政無線のうち、平成34年11月30日以降は新しい規格に適合していないものは使用できなくなる。また、BCP対応訓練では、移動系防災行政無線の通信状況が良くないという報告があがっているため更新の検討が必要である。 | IP無線機の有効性を確認していくとともに、移動系防災行政無線のデジタル化についても検討していく。                                       | ○  |
| (2) 地域防災力の強化  | 自主防災会地域合同防災訓練の実施校区数   | 4校(H26)     | 4校      | 5校      | 5校      |  |   |  | ○  |
|               | 地震に備えて家具などの転倒防止器具を取り付けている市民の割合  | 46.8%(H26)  | -       | 44.6%   | 50.0%   |  |   |  |    |

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

| 単位施策の名称            | 単位施策の成果指標   |             |            |            |            | 個別施策の実施状況と課題  |               | 今後の取組及び方向性  | 評価  |   |
|--------------------|---|-------------|------------|------------|------------|---|---------------|---|---|---|
|                    | 指標名   | 基準年度及び基準値   | 実績値<br>H27 | 実績値<br>H28 | 目標値<br>H32 | 実施内容及び評価理由  | 積み残し課題（新たな課題） |   |   |   |
| 個別施策の名称            | 個別施策の内容   |             |            |            |            |   |               |   |   |   |
| ① 防災意識の高揚          | <p>広報紙やホームページで防災に対する意識啓発を図ることで、自分の身は自分で守るという「自助」の意識を高めるとともに、災害に備えた情報提供や各地区で実施する自主防災訓練及び研修等を実施して、市民の危機管理意識の向上や避難場所の周知徹底を図ります。</p>                                    |             |            |            |            | <p>防災週間に合わせて9月号広報に「防災特集」を掲載し、市民の防災意識の向上を図った。<br/>平成27年度に実施した「岩倉市地震対策基礎調査」において調査結果の市民周知用として、震度分布図、液状化危険度マップ等を掲載した地震防災ガイドブックを作成し、平成28年4月に全戸配布を行った。<br/>災害対策基本法の改正内容に基づき避難所等の見直しを行い、平成29年3月に新たな避難所、緊急避難場所の指定を行った。</p>  |               | <p>避難所、緊急避難場所の定義は解りにくく、丁寧な説明が必要となると考える。解りやすい市民周知についての検討が必要となる。</p>  | <p>避難所、緊急避難場所の指定の見直しについては広報、ホームページにおいて周知を行うが、解りやすいマップの作成等も検討していく。<br/>指定を行った施設については、既存の看板の架け替えや新規に設置する必要がある。</p>  | ○ |
| ② 自主防災組織の充実        | <p>市内全域で組織されている自主防災組織の強化を図り、隣近所が助け合って地域を守るという「共助」の意識を高めるため、防災に関する啓発活動や講座開催、自主的な防災訓練の支援、資機材の援助等の充実を図ります。また、避難行動要支援者の把握や安否確認に地域全体で取り組めるように努めます。</p>                   |             |            |            |            | <p>自主防災会が主体となって実施する地域合同防災訓練はこれまで4小学校区（五条川、岩倉北、岩倉南、曾野）では実施していたが、平成28年度は岩倉東小学校区でも区域内の自主防災会に呼びかけを行い、雨天中止となったものの、3自主防災会が参加して訓練計画を作成することができた。また、外国人にも訓練に参加してもらう計画で進めることができた。<br/>自主防災会が防災用備品等を購入する場合の補助金である防災対策用備品等整備費補助金は、19件の申請に対して1,060,000円の補助を行い、地域の防災力向上に寄与することができた。</p> |               | <p>避難行動要支援者の避難支援に関しては、現在自主防災会を中心に要配慮者ごとの個別避難支援計画を作成していただいているが、進んでいない地域もあるため、その地域の支援が必要である。</p>  | <p>地域合同防災訓練については、引き続き全ての小学校区で行っていく。<br/>防災対策用備品等整備費補助金は、市として自主防災会に備えてほしいもの（地域の防災マップ、備蓄食料など）の補助の拡充について検討をしたい。<br/>避難行動要支援者の避難支援については、福祉課と協力をし、作成の遅れている地域は、その地域の事情に合わせた推進方法を自主防災会と一緒に考えていきたい。</p> | ○ |
| ③ ボランティアとの連携強化     | <p>災害時に必要な機動性や柔軟性を持つボランティアが円滑に活動できるようにするために、社会福祉協議会やボランティア関係団体と連携・協力しながら、ボランティアコーディネーターの養成や災害時のボランティアの受入体制づくりなど、ボランティアとの連携強化を進めます。</p>                              |             |            |            |            | <p>ボランティア連絡協議会の要請により、職員を研修会の講師として派遣をし、避難所の運営を図上でシミュレーションするHUG訓練を行った。<br/>総合防災訓練において、社会福祉協議会と岩倉市防災ボランティアの会等のボランティア団体が連携し、ボランティア支援本部運営訓練等を実施し、ボランティアとして岩倉中学校、南部中学校の生徒も訓練に参加した。<br/>平成29年3月に「災害ボランティア講座」を開催し、41名の市民の参加があった。</p>  |               | <p>市と社会福祉協議会の共催で「災害ボランティア講座」を実施しているが、ボランティアコーディネーターを養成にはつながっておらず、講座の内容等、効果の検証が必要である。</p>  | <p>引き続き、社会福祉協議会と協力して、災害時のボランティアの受入体制については、ボランティアコーディネーターの養成等により円滑に行えるよう、必要な対策について検討をしていく。</p>   | ○ |
| (3) 防災施設や設備等の整備・充実 | 公共施設の耐震化率   | 100.0%(H26) | 100.0%     | 100.0%     | 100.0%     |   |               |   | ○   |   |
| ① 防災施設や設備等の整備・充実   | <p>災害発生に備え、災害用資機材や備蓄倉庫などの防災設備の整備・充実を図ります。また、被害を最小限にするため住宅の耐震化・不燃化の促進とともに、災害時における応急、復旧対策を円滑に行うため避難場所や防災活動拠点施設などの充実を図ります。</p>   |             |            |            |            | <p>住宅の不燃化を目的として、木造住宅への感震ブレーカーの設置についての補助制度を創設した。平成28年度については32人に支援をすることができた。<br/>災害対応に必要な資機材を保管するため、北島藤島線の跨線橋高架下に備蓄倉庫を2棟設置した。<br/>愛知県の南海トラフ地震等対策事業費補助金を活用し、避難所で使用する簡易トイレ、毛布を購入した。<br/>福祉避難所として協定を締結した「医療法人ようてい会」に配備する備品、備蓄食料等の購入を行った。</p>                                   |               | <p>簡易トイレ、毛布については、南海トラフ地震被害想定での避難者数2,500人を目標に、引き続き計画的に購入する必要がある。<br/>食料については、同被害想定における避難所外避難者を含む避難者数5,000人の1日分の備蓄をしているが、補助金を活用して1日分買い増しをしていくと、保管場所が不足することが想定され、収納場所の確保について検討していく必要がある。</p> | <p>災害時に必要な備品は引き続き計画的に購入をしていき、食料については、国や県の支援物資の到着時期を考慮して、1日分買い増しを行う。</p>   | ○ |
| (4) 浸水対策の充実        | 下水道（雨水）整備計画に基づく雨水貯留施設整備進捗率  | 20.3%(H26)  | 20.3%      | 20.3%      | 44.1%      |   |               |   | ○   |   |
| ① 浸水対策の充実          | <p>集中豪雨による浸水被害などを防止して市民が安全に暮らせるように、下水道（雨水）整備計画に基づき、雨水貯留施設の設置や排水路の整備改修、排水機場等の適切な維持管理、さらに下水道接続時に不用となる浄化槽の雨水貯留槽への転用のPRに努め、浸水被害の軽減を図ります。また、県や流域市町などと連携して治水事業を推進します。</p> |             |            |            |            | <p>下水道（雨水）整備計画に基づき、雨水貯留施設である大矢公園調整池の詳細設計、並びに五条川小学校調整池整備のための法手続き及び事業計画変更を行った。<br/>浄化槽の雨水貯留槽への転用を推進するため、工事説明会等で雨水貯留施設等設置補助金をPRした。<br/>ウェザーニューズ株式会社より、台風、短期集中豪雨等</p>   |               | <p>大矢公園調整池の詳細設計の結果、整備計画策定時（平成18年3月）を大幅に上回る事業費となることが判明し、計画の見直しが必要になった。<br/>雨水貯留施設等設置補助金について、制度創設（平成23年4月）から6年経ち、</p>   | <p>平成32年度までに、五条川小学校調整池を整備する予定。<br/>雨水貯留施設等設置補助金について、特に浄化槽からの転用を推進する</p>   | ○ |

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

| 単位施策の名称 | 単位施策の成果指標 |           |            |            |            | 個別施策の実施状況と課題                                   |               | 今後の取組及び方向性 | 評価 |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|------------|--|---------------|------------|----|
|         | 指標名       | 基準年度及び基準値 | 実績値<br>H27 | 実績値<br>H28 | 目標値<br>H32 | 実施内容及び評価理由                                     | 積み残し課題（新たな課題） |            |    |
| 個別施策の名称 | 個別施策の内容   |           |            |            |            |  |               |            |    |
|         |           |           |            |            |            | の岩倉市の気象情報について提供を受けるサービスを導入し、風水害時の迅速な災害対応に役立てた。 | 申請件数が低迷している。  | ためPRに努める。  |    |

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

|            |   |                         |   |             |          |             |          |          |             |             |                    |
|------------|---|-------------------------|---|-------------|----------|-------------|----------|----------|-------------|-------------|--------------------|
| 章          | 第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち   | 節                       | 第4節 防災・防犯   | 責任者         | 所属       | 消防本部総務課     |          |          |             |             |                    |
| 基本施策       | 2 消防・救急   | 総合計画書記載ページ              | P90-93  | 氏名          | 伊藤 真澄    |             |          |          |             |             |                    |
| 施策がめざす将来の姿 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時に迅速、的確に対応できる消防・救急体制が整備され、消防・救急への安心感が高まっています。</li> <li>●地域の自主防災訓練や救命講習等に積極的に参加している市民が多いまちになっています。</li> <li>●消防団の活動環境が整備され、士気が一層高揚し、市民の安心感が高まっています。</li> </ul> | 基本施策の実施状況・成果<br>【総括的評価】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防通信指令事務の共同運用による尾張中北消防指令センターが、平成28年4月から運用を開始し関係市町との連携が強化された。災害対応特殊はしご付消防自動車を平成29年3月に更新し消防力の強化を図った。</li> <li>・市民に対し地域で行われた防災訓練、各種講習会、広報紙により救命知識・技術の普及に努めた。</li> <li>・AEDを、市民に対し周知し易く、24時間対応が可能な、市内の全コンビニエンスストアに設置した。また一部の公共施設のAEDを屋外設置した。</li> </ul> |             |          |             |          |          |             |             |                    |
| 目標値        | 基本成果指標  | 単位                      | 基準値   | 現状値         |          |             |          |          | 目標値         | 算出根拠        |                    |
|            | 消防・救急体制に満足している市民の割合   | %                       | 年度<br>H25   | 基準値<br>84.2 | H24<br>- | H25<br>84.2 | H26<br>- | H27<br>- | H28<br>87.4 | H32<br>90.0 | ・市民意向調査、市民アンケートによる |

【B】単位施策・個別施策についての評価

| 単位施策の名称         | 単位施策の成果指標   |             |            |            |            | 個別施策の実施状況と課題  |   |   | 今後の取組及び方向性 | 評価 |
|-----------------|---|-------------|------------|------------|------------|---|---|---|------------|----|
|                 | 指標名   | 基準年度及び基準値   | 実績値<br>H27 | 実績値<br>H28 | 目標値<br>H32 | 実施内容及び評価理由  | 積み残し課題（新たな課題）   |   |            |    |
| 個別施策の名称         | 個別施策の内容   |             |            |            |            |   |   |   |            |    |
| (1) 消防体制の充実     | 消防水利充足率   | 82.0%(H26)  | 82.0%      | 82.0%      | 83.0%      |   |   |   |            | ○  |
| ① 消防力の充実・強化     | 火災や事故などの災害の発生時に迅速・確実に対応するため、消防施設の整備や装備、消防水利の充実を図ります。  |             |            |            |            | 災害対応特殊はしご付消防自動車を平成29年3月に更新し消防力の強化を図った。防火水槽が整備されたことにより、消防水利の充実が図れた。  | 消防力の整備指針に基づく指揮隊の整備が課題である。   | 職員の増員を検討し、指揮隊の整備に努める。                       |            | ○  |
| ② 消防の広域化        | 増大する消防・救急需要や大規模災害等に適切に対応するため、近隣市町との連携を図るとともに、スケールメリットを生かした消防体制の充実・強化をめざして、消防通信指令事務の共同運用体制を検証する中で広域化の検討を進めます。      |             |            |            |            | 消防通信指令事務の共同運用により、関係市町との連携が強化された。愛知県主催の緊急消防援助隊等が参加する各種広域訓練に参加した。   | 指令センターの運用状況を検証しながら、広域化について近隣市町と協議する。  | 通信指令センターの運用状況を検証しながら、関係市町と広域化について協議する。      |            | ○  |
| ③ 職員の資質向上       | 高度な知識・技術を習得するために消防職員の教育訓練を充実し、組織の総合力強化に努めます。  |             |            |            |            | 消防学校、消防大学校等での専門課程に職員を参加させた。参加後、他職員への情報提供に努めた。   | 幅広い知識の習得ができる教育訓練の実施を検討する必要がある。  | 長期的展望を持ち計画的な教育に取り組む。                        |            | ○  |
| ④ 消防団の活動支援      | 地域に密着した消防防災活動を強化するため、施設や装備の充実、教育訓練等により消防団の活動を支援します。また、消防団員の確保のため、団員の処遇改善を図るとともに、常備消防との連携強化に努めます。                  |             |            |            |            | 平成27年に岩倉市消防団条例を改正し、28年度から訓練手当を見直し団員の処遇を改善した。消防団と消防署の合同訓練を年6回実施し、連携強化を図った。   | 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の規定に基づき、消防団員の処遇改善について、引続き検討する必要がある。  | 継続して消防団員を確保できるよう、処遇改善に必要な措置について、検討していく。     |            | ○  |
| (2) 救急体制の充実     | 応急手当・普通救命・上級救命講習参加者数  | 2,418人(H26) | 1,902人     | 1,909人     | 2,300人     |   |   |   |            | ○  |
|                 | バイスタンダーCPR実施率   | 57.5%(H26)  | 58.3%      | 58.8%      | 65.0%      |   |   |   |            |    |
| ① 救急サービスの高度化    | 救急資機材及び装備を充実するとともに、救急隊と医療機関との連携を強化し、救急サービスの充実・高度化を図ります。また、緊急性のない患者等の救急要請により重症者への対応の遅れが生じないよう、救急車の適正利用について啓発に努めます。 |             |            |            |            | 平成27年度に購入した高度救急シミュレーターを使用した訓練の実施により救急救命士や救急隊員のスキルアップを図った。救急救命士の病院実習等で医療機関との連携を強化した。平成28年8月に市内全てのコンビニエンスストアにAEDを設置し、平成29年2月には、公共施設4箇所のAEDを屋外設置した。地域で行われる防災訓練や講習会で救急車の適正利用及びAEDの設置場所の啓発を行った。                | 更なる救急車の適正利用に対する啓発活動の実施や高度化する救急活動に対する救急資機材の充実を図る必要がある。   | 計画的に必要な救急資機材の充実を図る。継続的に救急車の適正利用を啓発する。       |            | ○  |
| ② 専門的人材の育成      | 救急業務全般の高度化に対応するために、高度かつ専門的な知識・技術を習得した救急救命士・救急隊員を計画的に養成します。  |             |            |            |            | 平成29年度に救急救命士資格者を採用するため、救急救命士を養成する専門学校及び大学に対して受験を促す岩倉市のPRを行った。救急隊員1人を救命士養成所へ派遣し資格を取得させ、有資格者は11人となった。有資格者11人中2人が運用救命士として活動できないため、運用教育を行い(1人は薬剤投与の資格も取得)養成した。救急隊員を平成28年度3人養成し、救急隊員としての資格者は47人(救急救命士を含む)となった。 | 今後更に、救急救命士のうち、気管挿管救命士及び薬剤救命士を養成する必要がある。また、新たに平成25年度に救急業務に携わる職員の生涯教育の指針が国から示され、指導救命士の必要性が求められているため、指導救命士の養成が急務である。 | 総合救急シミュレーション等の発表会形式の訓練で、全体的に救急隊の知識技術を底上げする。 |            | ○  |
| ③ 救命知識・技術の普及・啓発 | より多くの市民が心肺蘇生法・AED(自動体外式除細動器)の取扱いなど、救命知識・技術を習得するとともに救急救命率の向上のために、応急手当講習・普通救命講習                                     |             |            |            |            | 市民に対して応急手当講習・普通救命講習・上級救命講習は継続的に実施している。  | 平成27年にAHA(アメリカ心臓協会)の心肺蘇生法ガイドライン2015が発表され、   | 広報紙等で、講習会への参加の呼びかけを行う。                      |            | ○  |

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

| 単位施策の名称     | 単位施策の成果指標  |             |            |            |            | 個別施策の実施状況と課題  |               | 今後の取組及び方向性   | 評価   |
|-------------|--|-------------|------------|------------|------------|---|---------------|--|--|
|             | 指標名  | 基準年度及び基準値   | 実績値<br>H27 | 実績値<br>H28 | 目標値<br>H32 | 実施内容及び評価理由  | 積み残し課題（新たな課題） |  |  |
| 個別施策の名称     | 個別施策の内容  |             |            |            |            |   |               |  |  |
|             | 講習・上級救命講習への参加を促進します。   |             |            |            |            | 平成26年度から岩倉中学校2年生を対象とした普通救命講習を実施している。また、南部中学校の2年生に対しては普通救命講習より軽易な応急手当講習を実施している。  |               | 内容が変更されたため再受講者に混乱のない指導が必要となる。<br>南部中学校の生徒に対しても普通救命講習が実施できるよう関係者と協議・検討が必要である。 |  |
| (3) 火災予防の充実 | 住宅用火災警報器設置率<br>(条例適合分)   | 59.0% (H26) | 59.5%      | 60.3%      | 65.0%      |   |               |  | ○  |
| ① 火災予防の充実   | 市民の防火意識の高揚を図るため、自主防災会で実施される防災訓練・少年消防クラブ等を支援します。また、防火対象物や危険物施設等の予防査察を強化し、防火管理業務の適正な実行の指導に努めるとともに、条例に基づく住宅用火災警報器の設置促進のためのPRや指導を行うことにより住宅の火災予防の推進を図ります。 |             |            |            |            | 自主防災会で実施される各区の防災訓練に参加し活動を支援した。<br>少年消防クラブに対し消防学校1日入校や市総合防災訓練に参加してもらうことにより防火意識の高揚に努めた。住宅用火災警報器設置について、各区で行われる防災訓練や市民ふれ愛まつり等のイベントにおいて周知に努めた。 |               | 防火対象物の消防法令違反の是正推進に対応する。  | 引き続き、自主防災会で実施される防災訓練や少年消防クラブを支援するとともに、防火査察の充実・強化を図り、違反の是正に取組む。 |

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

|                         |   |  |   |                         |           |  |     |      |       |       |      |             |
|-------------------------|---|--|---|-------------------------|-----------|--|-----|------|-------|-------|------|-------------|
| 章                       | 第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち   |  |   | 節                       | 第4節 防災・防犯 |  |     | 責任者  | 所属    | 危機管理課 |      |             |
| 基本施策                    | 3 防犯・交通安全   |  |   | 総合計画書記載ページ              | P94-97    |  |     | 氏名   | 隅田 昌輝 |       |      |             |
| 施策がめざす将来の姿              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の防犯意識が高まり、地域の自主的な防犯活動が活発に行われ、犯罪が発生しにくいまちになっています。</li> <li>●幼児から高齢者までの交通安全教育が行われ、市民一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通事故が少なくなっています。</li> </ul> |  |   | 基本施策の実施状況・成果<br>〔総括的評価〕 |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防犯体制の強化については、青色防犯パトロール隊合同出発式などの地域コミュニティ意識向上や自主防犯活動の育成・強化を図っている。</li> <li>・各行政区からの防犯灯設置要望等に基づき、LED防犯灯を新規に整備するとともに、自転車盗対策のために防犯カメラ1基を新規に整備した。</li> <li>・交通安全意識の高揚については、交通安全推進協議会による街頭指導を冬場の日没後に実施するなど各種交通安全団体との連携による啓発活動を行った。</li> </ul> |     |      |       |       |      |             |
| 目標値                     | 基本成果指標  |  |   | 単位                      | 基準値       |  | 現状値 |      |       | 目標値   | 算出根拠 |             |
|                         |   |  |   |                         | 年度        | 基準値  | H24 | H25  | H26   | H27   |      | H28         |
|                         | 歩行者や自転車の交通安全対策に満足している市民の割合  |  |   | %                       | H25       | 58.4   | -   | 58.4 | -     | -     | 57.1 | 67.0        |
| 防犯面において安心できると考えている市民の割合 |   |  | % | H26                     | 28.6      | -  | -   | 28.6 | -     | 26.6  | 27.0 | ・市民アンケートによる |

【B】単位施策・個別施策についての評価

| 単位施策の名称           | 単位施策の成果指標   |              |         |         |         | 個別施策の実施状況と課題  |   | 今後の取組及び方向性                                    | 評価 |
|-------------------|---|--------------|---------|---------|---------|---|---|---|----|
|                   | 指標名   | 基準年度及び基準値    | 実績値 H27 | 実績値 H28 | 目標値 H32 | 実施内容及び評価理由  | 積み残し課題（新たな課題）                                       |   |    |
| 個別施策の名称           | 個別施策の内容   |              |         |         |         |   |   |   |    |
| (1) 地域防犯体制の強化     | 防犯パトロールなどの取組の支援や防犯対策に対して満足している市民の割合   | 71.7% (H25)  | -       | 81.3%   | 78.0%   |   |   |   | ○  |
|                   | 犯罪発生件数  | 508件 (H26)   | 527件    | 470件    | 370件    |   |   |   |    |
| ① 地域コミュニティ意識の向上   | 地域住民相互の協力関係や地域防犯活動が犯罪防止につながることから、地域での防犯教室の開催や防犯関連情報の提供などを通して、地域コミュニティの重要性や防犯への意識の向上を図ります。   |              |         |         |         | 警察、子ども・高齢者、学校・地域を代表する諸団体で構成する防犯ネットワーク会議において、各種団体間での意見交換や活動情報を共有し犯罪防止に努めてきた。また、各種団体や地域安全パトロール隊等の協力を得て、8月及び12月に犯罪撲滅啓発活動を実施した。これらの活動により市民へ犯罪撲滅を呼びかけたことなどから、犯罪発生件数は年々減少傾向にあり、平成28年は前年対比57件減少した。 | 地域での防犯教室の開催は、実施方法について検討が必要である。                      | 引き続き、各種団体との意見交換や情報提供、防犯活動を実施していく。             | ○  |
| ② 地域の自主防犯活動の育成・強化 | 地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るため、防犯活動の支援や犯罪情報の提供等を行っていきます。また、子どもが危ない目にあった場合に助けを求めるときの緊急避難場所としての「子ども110番の家」の増設を市民・事業所等の協力を得ながら促進します。 |              |         |         |         | 地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るため、防犯活動の支援や犯罪情報の提供等を行った。子どもの緊急避難場所としての「子ども110番の家」の周知・啓発を図った。また、各種団体や地域安全パトロール隊等の協力を得て、犯罪撲滅啓発活動を実施したほか、青色防犯パトロール隊合同出発式を行った。                  | 各行政区及び地域安全パトロール隊による防犯設備等補助金申請の件数が減少傾向にあるため対策が必要である。 | 防犯設備等補助金申請の件数増加に向けて、補助率や補助内容の検討をしていく。         | ○  |
| (2) 防犯対策の環境整備     | 防犯灯設置数  | 3,183基 (H26) | 3,202基  | 3,226基  | 3,369基  |   |   |   | ○  |
| ① 防犯灯・防犯カメラの整備    | 犯罪の発生を抑制して市民を犯罪から守るため、防犯灯や自転車盗対策のための防犯カメラの整備を推進していきます。また、LED防犯灯の設置を進めるとともに、故障時には地域との連携を図りながら迅速な対応をしていきます。   |              |         |         |         | 平成28年度は各行政区からの防犯灯設置要望に基づき、16基LED防犯灯を新規に整備するとともに、北島藤島線整備事業により8基LED防犯灯を整備した。また、自転車盗対策のため岩倉駅西第2自転車駐車場に防犯カメラ1基を新規に整備した。これらの環境整備やパトロール活動などにより、自転車盗発生件数は前年に比べ10件減少した。                             | 防犯対策の環境整備として、防犯灯や自転車盗対策のための防犯カメラ整備が引き続き必要である。       | 引き続き、防犯灯や自転車盗対策のための防犯カメラの整備を推進していく。           | ○  |
| ② 犯罪情報等の提供の充実     | 防犯対策の必要性を啓発し防犯意識の向上を図るため、ほっと情報メールや広報紙、ホームページを通じて窃盗犯主要手口別の犯罪発生状況などの情報を提供するとともに、個人や家庭で活用できる防犯物品の紹介を行います。  |              |         |         |         | ホームページにて犯罪発生状況などの情報提供を行うとともに、警察作成の「交番だより」も掲載をするなどして具体的な犯罪発生傾向や対策の周知に努めた。また、犯罪防止と啓発のため、市内の犯罪発生場所を表示した街頭犯罪等抑止マップを市役所1階に掲示すると  | 犯罪発生件数は目標値達成のために、市内で多発している自転車盗対策の一層の周知及び防犯対策が必要である。 | ほっと情報メールや広報紙、ホームページを活用した犯罪発生状況などの情報提供を充実していく。 | ○  |



第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

| 単位施策の名称                | 単位施策の成果指標   |             |            |            |            | 個別施策の実施状況と課題   |               | 今後の取組及び方向性  | 評価                                    |                       |   |
|------------------------|---|-------------|------------|------------|------------|--|---------------|---|---------------------------------------|-----------------------|---|
|                        | 指標名   | 基準年度及び基準値   | 実績値<br>H27 | 実績値<br>H28 | 目標値<br>H32 | 実施内容及び評価理由   | 積み残し課題（新たな課題） |   |                                       |                       |   |
| 個別施策の名称                | 個別施策の内容   |             |            |            |            |  |               |   |                                       |                       |   |
|                        |   |             |            |            |            | ともに、いわくら市民ふれ愛まつりでは、防犯コーナーを設け防犯物品の紹介と犯罪防止の啓発を行った。   |               |   |                                       |                       |   |
| (3) 交通安全意識の高揚          | 交通安全教室参加者数  | 2,792人(H26) | 3,544人     | 3,261人     | 3,500人     |  |               |   | ○                                     |                       |   |
| ① 交通安全教育・交通安全啓発事業の充実   | 幼稚園・保育園での交通安全教室の開催により、幼児の交通安全意識を育てるとともに、特に自転車による重大な事故を防止するため児童・高齢者には、より実践的な交通安全教育を行います。また、交通安全推進協議会による街頭指導や各種交通安全団体による啓発活動を支援します。         |             |            |            |            | <p>幼児・児童・高齢者を対象とした交通安全教室や各種交通安全団体との連携による啓発活動の支援を行った。</p> <p>また、平成28年度は警察と連携をして南部中学校1年生を対象とした自転車の乗り方教室を行った。</p> <p>交通安全推進協議会による街頭指導は、朝の実施に加え、冬場の日没後に実施し啓発を行った。</p> <p>また、高齢者運転免許証自主返納事業では、広報紙に特集記事を掲載するなど、積極的に事業周知を行い平成28年度は36名の申請があった。</p> |               | 高校生を対象とした交通安全教育・啓発活動の充実が必要である。                      | 児童・生徒・高齢者に対する交通安全教育について、活動を充実していく。    | ○                     |   |
| ② 交通ボランティア等の自主活動の育成・支援 | 通学路における児童の交通安全を地域ぐるみで見守るために、交通ボランティア等の地域活動の育成と支援を促進します。   |             |            |            |            | 通学路における児童の登校・下校時にPTA等により、地域ぐるみの見守り活動が行われている。児童の交通安全啓発活動に対して、交通ボランティアと連携・支援を行っている。  |               | 通学路安全ボランティア登録者数の拡大に向けて一層の周知が必要である。                  | 引き続き、通学路安全ボランティア登録者拡大に向けた様々な取組をしていく。  | ○                     |   |
| (4) 交通安全環境の整備          | 交通事故（人身事故）件数  | 236件(H26)   | 214件       | 216件       | 220件       |  |               |   | ○                                     |                       |   |
| ① 交通安全施設の整備            | 安全・安心な交通環境を確保するため、ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めるとともに、破損施設の早期発見及び修繕などの適切な維持管理に努めます。また、路面表示による注意喚起も適宜実施するとともに、通学路を含めカラー化した舗装の再舗装も必要に応じて実施します。 |             |            |            |            | カーブミラーを4基、防護柵を62m新設した。また、破損している施設の適切な維持管理を行い、区画線の引き直し・交差点のカラー化などを実施し、安全な交通環境の整備ができた。   |               | カラー化した通学路が施工後5年経過するため、計画的な引き直しが必要となる。               | 引き続き、施設の適正な維持管理に努める。                  | ○                     |   |
| ② 違法駐車防止               | 警察との連携により、路上駐車・迷惑駐車に対するモラル向上の啓発活動や放置自動車対策に努めます。   |             |            |            |            | <p>迷惑駐車対策として、警察・地域交通安全活動推進委員による駐車パトロールを月1回実施している。</p> <p>放置車両対策として、月1回のパトロール（毎年2月には放置自動車ゼロ推進月間として毎週）の実施と通報にはその都度対応しており、放置車両の発見に努めるとともに発見した際は所有者に撤去指導を行っている。</p>  |               | 啓発及び注意喚起を行っても改善が見られない箇所について、交通規制の強化も含めた要望・検討が必要である。 | 放置車両については、長期放置されているものに対する早期解決策の検討が必要。 | 引き続き、パトロール等により対応していく。 | ○ |